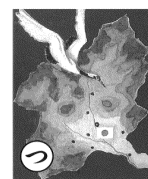




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年1月22日(金) 第9869号

目次

ページ

規 則

- 群馬県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則(文化財保護課) 2
- 群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同) 2
- 群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則の一部を改正する規則(森林保全課) 2
- 群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同) 3

公 告

- 土地利用基本計画の変更(地域創生課) 4
- 都市計画用途地域の変更に係る縦覧(都市計画課) 4
- 同 4
- 都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同) 4
- 同 5
- 同 5
- 同 5
- 同 6
- 都市計画高度利用地区の変更に係る縦覧(同) 6
- 都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る縦覧(同) 6
- 都市計画土地区画整理事業の変更に係る縦覧(同) 6
- 開発工事の完了(建築課) 7

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 7
- 政治団体の異動事項 8

落 札

- 落札者等の決定(がんセンター) 9

規則

群馬県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年一月二十二日

群馬県規則第一号

群馬県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県文化財保護条例施行規則(令和二年群馬県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第四号から別記様式第十三号まで及び別記様式第十五号から別記様式第二十四号までの規定中「印」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県知事 山本 一太

群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年一月二十二日

群馬県規則第二号

群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則(令和二年群馬県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

別記様式第三号中「氏名」を「氏名」に改める。

別記様式第四号中「印」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県知事 山本 一太

群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年一月二十二日

群馬県規則第三号

群馬県知事 山本 一太

群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則の一部を改正する規則(五十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「記名押印」を「署名」に改める。

第三十九条中「群馬県木材業者、製材業者及びチップ業者の登録に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第六十号)第五条の規定による登録を受けている者とする」を「木材生産業、木材製造業(木材チップ製造業を含む。)又は木材卸売業を営む者でなければならぬ」に改める。

別記様式第一号から別記様式第七号まで及び別記様式第九号中「印」を削る。

別記様式第十号中「各当事者」を「甲乙」と、「年パーセント」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二五六号)第八項の規定に基づき定められた率」と、「貸付料支払の日から十五日以内」及び「貸付料支払日」を「貸付期間の初日」と、「申し込まれた」と「申し入れた」と。

「第13条 乙は、貸付期間が満了したときは、遅滞なく群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則17条による返還届を甲に提出するものとする。」

「第13条 乙は、貸付期間が満了したときは、遅滞なく群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則27条による返還届を甲に提出するものとする。」

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による返還届の提出があつた場合について準用する。

改め、「3 第6条第1項の規定は、第1項の規定による返還届の提出があつた場合について準用する。」を削る。「棄田のため」と「棄田のため」と。

(契約違反)

第18条 甲は、乙が貸付料を指定期日までに支払わなかつたときまたはこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲は、その責任を負わないものとする。

「(契約の解除) 第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責任を負わないものとする。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
(2) 乙が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員等」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。

(不当な要求行為への対応) 第19条 乙は、乙が暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は甲に報告し、及び警察に通報しなければならない。

「第19条」を「第20条」と、「第20条」を「第21条」と改める。
別記様式第十二号、別記様式第十三号及び別記様式第二十二号中「印」を削る。
別記様式第二十三号中「群馬県知事」を「甲」とし、「年パーセント」を「甲乙」と、「各当事者」を「甲乙」と、「年パーセント」を「甲乙」と改める。

別記様式第二十三号中「群馬県知事」を「甲」とし、「年パーセント」を「甲乙」と改める。

得た額の延納料」や「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率を乗じて得た額の延納料」並びに「年パーセントを乗じて得た額の期限延長料」や「売買代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率を乗じて得た額の期限延長料」並びに

「（遵守事項）
第22条 乙は、この契約に定めるもののほか群馬県財務規則、群馬県国有林及び県行分収造林に関する条例並びに同条例施行規則に定める各条項を遵守するものとする。」

「（契約の解除）
第22条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責任を負わないものとする。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

（不当な要求行為への対応）
第23条 乙は、乙が暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は甲に報告し、及び警察に通報しなければならない。

（遵守事項）
第24条 乙は、この契約に定めるもののほか群馬県財務規則、群馬県国有林及び県行分収造林に関する条例並びに群馬県国有林及び県行分収造林に関する条例施行規則に定める各条項を遵守するものとする。

（疑義の決定）
第25条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項について、甲乙協議の上決定するものとする。

改める。
別記様式第二十五号から別記様式二十八号までの規定中「印」を削る。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年一月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四号
群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成十年群馬県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表赤城ふれあいの森の部ローラー式滑り台の項を削る。
附 則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

■ 公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県地域創生部地域創生課及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 変更年月日 令和2年12月23日
- 2 変更内容 農業地域の一部変更（「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、桐生都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 桐生都市計画用途地域 相生町二丁目山廻地区、桐生大橋線沿道地区、相老駅周辺地区及び広沢町一丁目地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び桐生市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画用途地域 東金井東今泉地区、別所脇屋地区、飯塚東矢島地区、富若地区、只上地区、別所脇屋新田小金井地区、新田上中地区、丸山地区及び東別所南部地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 東金井東今泉地区、別所脇屋地区、飯塚東矢島地区、富若地区、只上地区、別所脇屋新田小金井地区、新田上中地区及び丸山地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 東別所南部地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 石原町下小林町地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 吉沢地区及び市場前原地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 東長岡西地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画高度利用地区の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画高度利用地区 太田駅南口第四地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部まちづくり推進課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、太田都市計画第一種市街地再開発事業の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画第一種市街地再開発事業 太田駅南口第四地区
- 2 都市計画の決定年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部まちづくり推進課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画土地区画整理事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画土地区画整理事業 東別所南部地区

- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部市街地整備課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字上新田1803-4	高崎市中居町四丁目24番地2 アルエート中居A201号 赤川和俊
2	邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1163-3	太田市南矢島町413番地1 ヴィラ・フレグランス102号 二階堂崇
3	邑楽郡明和町大佐貫296-3、298-2	邑楽郡明和町大佐貫298番地 篠木良介
4	邑楽郡邑楽町大字篠塚字水立1251-7	邑楽郡邑楽町大字篠塚1252番地3 清水武尊
5	渋川市八木原字沖田1428-1、1428-2、1429-1、1429-2、1429-3、1431、1432、1430の一部	渋川市八木原1428番地 今成運送株式会社 代表取締役 今成克之

■選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年1月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
佐藤しょうへい後援会	阿佐美菊男	佐藤良平	前橋市天川原町1-35-1
	令和2年12月22日		

下田まさゆき後援会	下田眞之	下田眞之	前橋市日吉町1-7-1
	令和2年12月22日		
山田秀明後援会	山田秀明	山田眞範	前橋市東大室町1335
	令和2年12月23日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和3年1月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党群馬県連合	代表者の氏名	南雲鋭一	小林人志	令和2年12月3日
自由民主党甘楽郡支部	主たる事務所の所在地	甘楽郡甘楽町天引1401	甘楽郡甘楽町善慶寺1238-1	令和2年12月21日
	会計責任者の氏名	江原宏	松浦英一	令和2年12月21日
自由民主党群馬県第五選挙区支部	会計責任者の氏名	石川豊	野口光夫	令和2年12月21日
自由民主党群馬県ときわ会支部	代表者の氏名	小山俊明	悴田太司	令和2年11月16日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
阿部忠幸後援会	代表者の氏名	金田行正	石井義重	令和2年12月1日
小淵優子後援会	会計責任者の氏名	石川豊	野口光夫	令和2年12月21日
清水明夫後援会	主たる事務所の所在地	高崎市根小屋町2095-3	高崎市山名町1567-1	令和2年10月1日
反町英孝後援会	代表者の氏名	清水浩二	米田雅人	令和2年12月23日
山富会	代表者の氏名	佐伯詔一	町田錦一郎	令和2年3月15日

	会計責任者の 氏名	小林祐介	片桐伸也	令和2年 3月15日
--	--------------	------	------	---------------

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和3年1月22日

群馬県立がんセンター院長 鹿沼達哉

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ICU生体情報モニタ更新 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年12月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社栗原医療器械店 群馬県太田市清原町4-6
- 5 落札金額 62,150,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年10月30日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111